

日本語教育機関の告示基準

法務省入国管理局

平成28年7月22日策定

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき告示をもって定める日本語教育機関の基準について、文部科学省高等教育局及び文化庁文化部に意見を聴いた上で、次のとおり定める。

（新たに定める際の基準）

第一条 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号。以下「留学告示」という。）別表第1の1の表に新たに日本語教育機関を掲げるときは、文部科学大臣の意見を聴いた上、次の各号のいずれにも該当することを確認して掲げるものとする。

〔名称〕

- 一 名称が、日本語教育機関として適当なものであり、かつ、留学告示に掲げる日本語教育機関の名称（名称を変更した機関にあっては変更前の名称を含む。）と同一又はこれと紛らわしいものでないこと。

〔学則〕

- 二 次の事項について学則を定めていること。

- イ 修業期間、学期及び授業を行わない日に関する事項
- ロ 教育課程、授業日数及び授業時数に関する事項
- ハ 学習の評価並びに進級及び課程修了の認定に関する事項
- ニ 定員及び教職員に関する事項
- ホ 入学、退学、転学、休学及び修了に関する事項
- ヘ 授業料、入学料、教材費その他名目のいかなを問わず生徒が支払うこととなる料金の費目及び額並びにその支払及び払戻しに関する事項
- ト 賞罰に関する事項
- チ 寄宿舍がある場合には、寄宿舍に関する事項
- リ その他日本語教育機関の運営に関して必要な事項

〔設置者〕

- 三 設置者が、次のいずれにも該当する者であること（設置者が国又は地方公共団体である場合を除く。）。

- イ 日本語教育機関を経営するために必要な経済的基礎を有すること。
- ロ 設置者（法人の場合にあっては、当該日本語教育機関の経営を担当する役員）が日本語教育機関を経営するために必要な識見を有すること。

- 四 設置者が、次のいずれにも該当していないこと。

- イ 他の日本語教育機関であって次に掲げるものの設置者（法人の場合にあっては、その

代表者又は日本語教育機関の経営を担当する役員を含む。以下この号において同じ。）又はその設置者であった者

(1) 次条第1項各号のいずれかに該当するものとして留学告示別表第1の1の表から抹消され、当該抹消の日から5年を経過しない日本語教育機関

(2) 閉鎖以外の事由により、留学告示別表第1の1の表、別表第1の2の表若しくは別表第2から抹消され、又は出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（平成29年法務省告示第 号。以下「改正告示」という。）の施行前に改正告示による改正前の留学告示別表第1から第3までから抹消され、当該抹消の日から3年を経過しない日本語教育機関（(1)に該当するものを除く。）

ロ 他の日本語教育機関であって、契約に基づき教育を提供すべき生徒がいるにもかかわらず、日本語教育機関としての活動を行わず、生徒に損害を与えたものの設置者又はこれに加担した者

ハ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者

ホ 禁錮以上の刑に処せられ、又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第73条の2、第73条の4から第74条の6の3まで、第74条の8又は第76条の2の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

ヘ 授与されている免許状が教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項（第2号又は第3号に係る部分に限る。）の規定により効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

ト 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

チ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

リ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ヌ 外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可又は入管法第4章第1節若しくは第2節若しくは入管法第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助ける行為を行い、当該行為の終了後5年を経過しない者

ル 入管法第24条第3号の4イからハマまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助ける行為を行い、当該行為の終了後5年を経過しない者

ヲ ヌ又はルに掲げるほか、外国人の出入国若しくは在留又は留学生の在籍管理に関し不正な行為を行い、当該行為の終了後5年を経過しない者

ワ 法人であって、その役員のうちイからヲまでのいずれかに該当する者があるもの

五 設置者が、日本語教育機関以外の事業を行う場合には、その事業の経営と区分して日本

語教育機関を経営し、その収入及び支出を適切に管理することとしていること。

〔教育課程〕

六 教育課程が、次のいずれにも該当していること。

- イ 修業期間が1年以上（専修学校又は各種学校において教育を受けようとする者を対象とするものである場合その他特に必要と認める事情がある場合には、6か月以上）であること。
- ロ 修業期間の始期が、年2度以内（やむを得ない理由がある場合には、年4度以内）の範囲で定められており、定めた始期以外の時期における入学者の募集を行わないこと。
- ハ 教育課程が大学、専修学校その他の教育機関に進学することを目的としたものである場合には、修業期間の終期が当該教育機関の入学時期を勘案して適切に定められていること。
- ニ 修業期間1年当たりの授業時数が760単位時間以上であること。
- ホ 1週間当たりの授業時数が20単位時間以上であること。
- ヘ 授業の1単位時間が45分を下回らないこと。
- ト 授業はおおむね午前8時から午後6時までの間に行われること。
- チ 授業科目が、専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるものであること。

〔生徒数〕

- 七 生徒の定員について、教員数、校舎面積、教室面積、設備その他の条件に応じた適切な数（開設時にあっては、100人を超えない範囲内で、これらの条件に応じた適切な数）を定めていること。
- 八 定員の増員は、次のいずれにも該当する場合を除き、行わないこととしていること。
 - イ 増員する人数が増員前の定員の5割以内であること。
 - ロ 増員前の時点において、定員のおおむね8割以上の生徒が在籍していること。
 - ハ 過去1年以内に増員を行っていないこと（1年以内に再び増員することについて合理的な理由がある場合を除く。）。
 - ニ 地方入国管理局から、増員前1年以内に、在籍者数に占める不法残留者数の割合が低いなど在籍管理に特段の問題がないものとして、適正校である旨の通知を受けていること。
- 九 日本語の授業は、同時に授業を受ける生徒数を20人以下として行うこと。

〔校長、教員、事務職員〕

- 十 校長が、日本語教育機関の運営に必要な識見を有し、かつ、教育に関する業務に原則として5年以上従事した者であること。
- 十一 3人以上、かつ、生徒の定員20人につき1人以上の教員（校長が教員を兼ねる場合は、校長を含む。以下同じ。）が配置されていること。
- 十二 2人以上、かつ、生徒の定員40人につき1人以上の教員が、専任教員（当該日本語教育機関において開設される授業を行うことを本務としている教員をいい、二つ以上の日本語教育機関において同時に専任の教員になることはできない。以下同じ。）であること。
- 十三 全ての教員が、次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学

院の課程を修了した者

ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

ハ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者

ニ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者

ホ その他イからニまでに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

十四 教員の1週間当たりの授業担当時間数が、その指導経験及び当該日本語教育機関における職務内容の状況に応じて定められ、かつ、25単位時間を超えていないこと。

十五 次のいずれにも該当する専任教員の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導を行う教員を主任教員として定めていること。

イ 教育課程の編成及び他の教員の指導を行うのに必要な知識及び能力を有すること。

ロ 留学告示別表第1の1の表若しくは別表第1の2の表、別表第2又は別表第3に掲げる日本語教育機関の常勤の日本語教員として3年以上の経験を有する者であること。

十六 生徒の生活指導及び進路指導に関する知識を有する教員又は事務職員の中から、生徒の生活指導及び進路指導を行う者を生活指導担当者として定めた上、適切な生活指導及び進路指導を行うことのできる体制を整えていること。

十七 校長、教員及び事務局の事務を統括する職員が、第4号イからヲまでのいずれにも該当しないこと。

〔点検・評価〕

十八 教育水準の向上を図り、日本語教育機関の目的を達成するため、次に定めるところにより、活動の状況について自ら点検及び評価を行うこととしていること。

イ 点検及び評価を行う項目をあらかじめ設定すること。

ロ 結果を公表すること。

〔施設・設備（校地・校舎、教室等）〕

十九 同じ建物又は近接する建物内に風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む施設がないことその他校舎の位置及び環境が教育上及び保健衛生上適切なものであること。

二十 教育の目的を実現するために必要な校地及び校舎を備えていること。

二十一 校地が設置者の所有に属すること。ただし、次のイからニまでのいずれかに該当する場合はこの限りでない。

イ 校地（設置者の所有に属する部分を除く。）が国又は地方公共団体の所有に属するものであって法令により譲渡が禁止されている場合その他譲渡できない特別な事情が認められる場合であって、留学生受入れ事業（留学の在留資格をもって在留する者を生徒として適法に受け入れる事業をいう。以下同じ。）の開始以降20年以上にわたり使用できる保証のある賃借権又は地上権が設定されており、かつ、当該校地を使用して日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

ロ 校地の面積の半分以上が設置者の所有に属するものであり、かつ、その他の部分の校地について、留学生受入れ事業の開始以降20年以上にわたり使用できる保証のある賃借権又は地上権が設定されており、かつ、当該校地を使用して日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

ハ 専修学校又は各種学校である日本語教育機関であって、専修学校又は各種学校の認可基準を全て満たしているものであるとき。

ニ 設置者の運営により20年以上継続して留学生受入れ事業を行っている日本語教育機関であって、今後も校地の確保に支障がないと認められるものであるとき。

二十二 校舎が設置者の所有に属すること。ただし、次のイからニまでのいずれかに該当する場合はこの限りでない。

イ 校舎（設置者の所有に属する部分を除く。）が国又は地方公共団体の所有に属するものであって法令により譲渡が禁止されている場合その他譲渡できない特別な事情が認められる場合であって、留学生受入れ事業の開始以降20年以上にわたり使用できる保証のある賃借権が設定されており、かつ、当該校舎を使用して日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

ロ 校舎の床面積の半分以上が設置者の所有に属するものであり、かつ、その他の部分の校舎について、留学生受入れ事業の開始以降20年以上にわたり使用できる保証のある賃借権が設定されており、かつ、当該校舎を使用して日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

ハ 専修学校又は各種学校である日本語教育機関であって、専修学校又は各種学校の認可基準を全て満たしているものであるとき。

ニ 設置者の運営により20年以上継続して留学生受入れ事業を行っている日本語教育機関であって、今後も校舎の確保に支障がないと認められるものであるとき。

二十三 複数の場所に分けて校舎を設ける場合には、3か所以内であり、かつ、各校舎が相互に徒歩約10分以内の位置にあること。

二十四 校舎の面積が、115平方メートルを下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒一人当たり2.3平方メートル以上であること。

二十五 校舎に教室、教員室、事務室、図書室、保健室その他必要な附帯施設が設けられていること。

二十六 教室の面積が、当該教室で同時に授業を行う生徒一人当たり1.5平方メートルを下回らないこと。

二十七 教室が、地下にあり又は窓のない教室（地下に設けられた建築基準法（昭和25年法律第201号）第29条に規定する技術的基準に適合する学校の教室その他これと同等の構造及び設備を有する地下の教室を除く。）ではないこと。

二十八 教室に机、椅子、黒板その他の授業に最低限必要な設備を備えていること。

二十九 校舎内に、生徒数などに応じ、必要な種類及び数の視聴覚教育機器、図書その他の設備を設けていること。

〔健康診断〕

三十 入学後できるだけ早期に健康診断を行うこととし、以後1年ごとに健康診断を行うこととしていること。

〔入学者の募集〕

三十一 入学者の募集に当たり、入学を希望する者（以下「入学希望者」という。）に対し、次の事項に関する情報の提供を適切な方法により正確かつ確実に行い、かつ、提供した情報及びその提供方法に係る記録を、書面又は電磁的記録をもって、募集に係る修業期間の

始期から少なくとも3年を経過するまで保存することとしていること。

イ 教育課程の種類及び内容

ロ 入学金，授業料，教材費その他名目のいかんを問わず入学することにより生徒が支払うこととなる料金の費目及び額並びにその支払時期，支払方法及び払戻し条件

ハ 校舎の所在地，概要及び立地条件

ニ 沿革及び実績

ホ 設置者及び校長の概要

ヘ 入学の条件及び入学者の選考方法

ト 寄宿舎の有無並びにその概要及び利用料

チ 在籍中の就労は，原則として週28時間（学則で定める長期休業期間中は，1日8時間）の範囲内で，地方入国管理局長の許可を受けた場合に限り許されること。

リ 在学中の一般的な生活費用その他入学希望者の参考となる事項

〔入学者選考〕

三十二 入学者の選考に当たり，入学希望者が日本語教育を受ける者として適当と認められること及び経費支弁能力を有することを適切な方法で確認することとしていること。

三十三 入学者の選考に当たり，入学希望者が仲介者その他の留学の準備に関与する者（以下「仲介者等」という。）に支払い又は支払うことを約束した金銭の名目及び額を適切な方法により把握し，記録することとしていること。

三十四 不適切な仲介者等が関与している場合には，その入学希望者の入学を認めないこととしていること。

三十五 入学を申請した者から提出を受けた書類，第33号の記録，入学者の選考のために行った試験，面接，調査等の記録その他入学者の選考の過程を明らかにする記録を，書面又は電磁的記録をもって，申請に係る修業期間の始期から少なくとも3年を経過するまで保存することとしていること。

〔在籍管理〕

三十六 個々の生徒の単位時間ごとの出欠を正確に把握するための適切な措置を講じ，かつ，当該出欠の記録を当該生徒が在籍しなくなってから少なくとも1年を経過するまで保存することとしていること。

三十七 1か月の出席率（その月に出席した単位時間数を出席すべき単位時間数で除した数をいう。以下同じ。）が8割を下回った生徒（留学の在留資格をもって在留する者に限る。）については，1か月の出席率が8割以上になるまで改善のための指導を行うとともに，その指導の状況を記録することとしていること。ただし，疾病その他のやむを得ない事由により欠席した生徒についてはこの限りでない。

三十八 生徒が退学したとき又は1か月の出席率が5割を下回る生徒（留学の在留資格をもって在留する者に限る。）がいるときは，その翌月末までに地方入国管理局に対し当該生徒について報告することとしていること。

三十九 生徒の在留期間並びに資格外活動許可の有無及び内容を把握し，出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行うこととしていること。

〔禁止行為〕

四十 職業安定法（昭和22年法律第141号）上の許可を受けて同法の定めるところによ

り手数料又は報酬を受ける場合を除き、生徒の在籍中若しくは離籍後の就労又は進学に関し、生徒、就労先の事業者若しくは進学先の教育機関又は仲介者からあっせん又は紹介の対価を得ず、かつ、役員、校長、教員及び職員をしてこれを得させないこととしていること。

〔地方入国管理局への報告〕

四十一 学則、教育課程、生徒の定員、設置者、校長、教員、事務局の事務を統括する職員、校地又は校舎について変更があったときは、その変更内容を速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。

四十二 地方入国管理局から、この基準への適合性その他運営の状況について点検を行うよう求められたときは、速やかに点検を行い、その結果を地方入国管理局に報告することとしていること。

四十三 地方入国管理局の求めがあったときは、第31号、第33号及び第35号から第37号までに規定する記録を地方入国管理局の職員に提示することとしていること。

〔その他運営体制〕

四十四 前号までに定めることのほか、日本語教育機関の運営が円滑に行われる体制を有していること。

2 専修学校又は各種学校である日本語教育機関については、前項第3号ロ、第4号（イ、ニ及びリからワまで（ワについてはイ、ニ及びリからヲまでに係るものに限る。）を除く。）、第6号チ、第10号、第13号から第22号まで、第24号から第29号まで並びに第44号に該当しているか否かの確認は、文部科学大臣の意見に基づいて行うものとする。

3 前項に規定する日本語教育機関以外の日本語教育機関については、第1項第3号ロ、第4号（イ、ニ及びリからワまで（ワについてはイ、ニ及びリからヲまでに係るものに限る。）を除く。）、第6号チ、第10号、第13号から第18号まで並びに第44号に該当しているか否かの確認は、文部科学大臣の意見に基づいて行うものとする。

（抹消の基準）

第二条 留学告示別表第1の1の表に掲げる日本語教育機関が、次の各号のいずれかに該当し、留学生受入れ事業を行わせることが適当でないと認められる場合には、当該日本語教育機関を同表から抹消するものとする。

一 学則又は前条第1項第5号、第8号、第18号及び第30号から第43号までに係る誓約を遵守していないとき。

二 前条第1項各号のいずれかに該当していないとき。

三 全生徒の1か月当たりの平均出席率が5割を下回るとき。

四 いずれかの1年間に入学した者の半数以上が、在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間を経過して本邦に在留するに至ったとき。

五 生徒に対し、人権侵害行為を行い、又は法令違反行為を唆し若しくは助けていたとき。

2 留学告示別表第1の1の表に掲げる日本語教育機関が、同表からの抹消を求めるとき、当該日本語教育機関を閉鎖したとき又は在籍する生徒がいない状態が1年以上継続しているときは、当該日本語教育機関を同表から抹消することができる。

附 則

第一条 この基準は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成28年法務省令第40号）の施行の日（平成29年8月1日）から適用する。

第二条 この基準の改正は、日本語教育の観点から文部科学省高等教育局及び文化庁文化部の意見を聴いた上で行うものとする。

第三条 平成34年9月30日までの間における第1条第1項第12号の規定の適用については、同号中「40人」とあるのは「60人」とする。